

## 「茶のしずく石鹼被害救済静岡県弁護士」結成のご案内

### 1 弁護団の結成について

平成22年12月7日以前に製造された「茶のしずく石鹼」(販売会社株式会社悠香)を使用していた方の中に、湿疹、かぶれ、呼吸困難などのアレルギー症状を発症した方が、全国で多数報告されています。

「茶のしずく石鹼」には「加水分解小麦」という人工物が含まれており、これが原因物質となってアレルギー症状が引き起こされた可能性が高いことが指摘されています。

昨年7月に悠香は「茶のしずく石鹼」の自主回収を公表しましたが、その前後を通じて全国各地の消費生活センターに多くの被害相談が寄せられており、全国各地の有志弁護士が結成した弁護団が中心となって実施した被害相談110番や被害者説明会には多数の相談が寄せられていました。

静岡県弁護士会でも、昨年12月8日に「茶のしずく石鹼110番」を実施したところですが、6時間で65件もの相談が寄せられ、被害の重大さを強く認識した次第です。

そこで、本日、静岡県弁護士会所属の有志の弁護士によって「茶のしずく石鹼被害救済静岡県弁護士」を結成しましたので、ご案内いたします。

静岡県弁護団は、重大な被害を受けながら、十分な救済が受けられていない「茶のしずく石鹼」の被害者救済を唯一の目的として、全国各地で既に結成されている他の弁護団と連携をとりながら、適切な解決を目指して取り組んでいく所存です。

### 2 静岡県弁護団への依頼を希望される方について

静岡県弁護団への依頼を希望される方は、別ページの連絡票をFAXでご送付下さい。

連絡票を送付頂いた方には、弁護団所属の弁護士から直接連絡させていただきます。担当弁護士と日程調整の上、資料の収集及び被害実態の聴き取りを中心とした面談を受けて頂きます。

資料及び面談の結果を踏まえて、悠香などに対する損害賠償請求が可能と判断した場合には、正式受任した上で(費用については受任時に別途説明させていただきます)、悠香などとの損害賠償の交渉にあたることとなります。正式受任に至るまでは、弁護士への相談料は一切不要ですのでご安心下さい。

連絡票を取得できない方については、下記お問い合わせ先まで郵便かFAXでご連絡下さい。

また、面談を実施する関係上、当弁護団で受け付けるのは静岡県内在住の方に限らせて頂き、それ以外の地域在住の方については他の弁護団を紹介させていただきますので、ご理解頂きたく存じます。

2012年1月31日

茶のしずく石鹼被害救済静岡県弁護団

団長弁護士 靄岡 寿治

事務局長弁護士 永野 海

事務局連絡先 〒424-0806 静岡市清水区辻 4-10-9 大仙ビル1階中央法律事務所内

FAX054-365-3992

※ご連絡は郵便、FAXのみとさせていただきます、電話によるご連絡はご容赦下さい。